

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第37号

香川県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

香川県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年香川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条、第6条関係）		別表第1（第2条、第6条関係）	
公共的施設の区分	公共的施設	公共的施設の区分	公共的施設
1 建築物	(1)～(10) 略 <u>(11) 特別支援学校</u> (12)～(26) 略	1 建築物	(1)～(10) 略 <u>(11) 盲学校、聾<sup>ろく</sup>学校又は養護学校</u> (12)～(26) 略
2～5 略		2～5 略	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。